

労災斗争の戦略を

うちたてよう

主張でも述べたように、労災斗争に現在ほどその戦略的視點の確立が要請されている時はないであろう。しかし、その作業は一足とびに決してできるものではなく、現在の斗争を一つ一つ着実に総括し、蓄積していくこと以外にはありえない。

今回各地域別、産別各労組等が取り組んできた労災斗争の一定の総括と、今後の課題を特集としてとりあげてみました。それを現れたいそのすべれた視點を斗争としてどう展開するかと今日の課題として。



全港粵沿岸南支部 安全委員会

安全衛生委員会は、この間「斗争なくして安全なし」のスローガンのもと、上組じん肺斗争をはじめ数々の労

災認定斗争を闘ってきた。我々はこの一連の斗争をふり返って「斗争なくして安全なし」のスローガンの正

しさを確信するとともに「斗争れば必ず勝利の展望を切り開くことができる」とものと考えています。「調査なくして発言権なし」——委員会を上組じん肺斗争の教訓を踏まえ、総会后すぐに安全パトロール調査を行ない、

一、粉じん調査を重点に
二、作業状況と内臓疾患、労災の状況を調査し、その関係を大まかにでも明らかにしようとする、三、さらに健康診断の状況調査した。

その結果、ほゞ次の点に明確になりました。
一、港湾は粉じん作業場の集まりであるといつて過言でない。
二、組合員の中では①じん肺結核②肺病③作業上でのけがが多いと考えられる。
三、健康診断は組合の自主検診の形で行なわれていない。企業の斗争で行なわれている。
以上の調査結果をもとに、さらに各組合員の委員会に対する批判、意見をふまえ、斗争方針、課題を次のように

確認した。

方針と課題

現在、治世南支部は中央方針にのっとり、合理化反対、組織破壊攻撃、粉砕の斗争を押し進めているのであるが、各全斗争は敵の合理化攻撃に対する反撃の斗いであるといえる。それ故、委員会は「合理化反対、労災職業病撲滅」という大方針のもとに次の二つの課題を決定した。

- 一、港湾にじん肺法を適用させること
- 一、腰痛を、港湾病として、職業病に認定させること



活動計画と活動方法

以上の斗争方針のもとに分会の専請と委員会の判断をもとにして、各分会のじん肺斗争、腰痛斗争を各分会でこいつつある。各分会の斗いは、労務課除去の斗い優先し、その課題を労務斗争——労災認定斗争と結合させるべきである。と同時に、各分会の斗争は前記した二つの課題に向けた斗いであることを認識し、全組合員、全労働者階級の先頭に立って闘う気概と意気込みを存すべきであると考へます。そして、そのこととは、港湾合理化の最たるコンテナの作業環境改善の斗い、港湾園

施設全般の改善斗争と結びことにより、さらに地域の労働者との連帯、各全センターはじめ専門家・医師との共闘を勝ち取ることににより、より深められるだろう。

又、各全斗争は何よりも階級斗争であります。組合活動の最責任務は労働条件の改善、命と健康を守ることに、更に斗争の中で社会主義に打ち込む確信を深め、労働者階級の団結を復ち取ることだと思いますが、安全委員会が組合活動においてその役割の一端を担うことにより、労働者・人民に奉仕することができると考えます。

21号の案内

1ページ 『宝鑑』

斗いの中ら組織的団結を！

2512ページ 『特集』

労務斗争の闘争をどう進めよう

12515ページ 『ニュース』

京浜・東上線・尼崎大阪・南上線から

16517ページ 『寄稿』

(全労連千葉船橋分会) 戦斗的組織的労働運動の構築を！

19520ページ 『斗いの中ら』

港湾に初めてじん肺法を適用：上野分会の斗いから

24521ページ

「被ばく労働者の声」 被ばくから組合作りの先頭へ

22524ページ 『寄稿』

(岡小工友会) 労務課に斗争を！

北摂

スト権斗争の中にぞ 労災斗争の質が...

北摂地区評労災職業病対策会
豊田 正教

スト権斗争という唯一、権利斗争をもとに斗い始められた公労協のストの中で、私は、岡山大学の衛生教室の中桐氏とともに、2日間にわたって国労大阪新幹線支部の4分会をまわり、「労災職業病斗争をいかにすすめるか」という学習会の形式で職場労働者と討論を深めてきた。

この討論と交流の中で、私は「スト権スト」という純粋な権利要求で、ストを必ちぬくエネルギーはどこにあるのか」ということを反復して考えてきた。それはまだ要求や、斗いにまで至らないけれども、労働者を人向として認めぬ国策当局と政府への怒りであり、一人一人の労働者の権利意識への高まりではなかつたかと思う。

例えは、300人ほどの労働者の結集した車掌所分会の集会で、終り近く、一人の中年労働者が立ち上り、「俺はほとんど主婦生活がでけんようになつた。これは車掌業務という労働が原因ではないか」という発言をした。この発言に笑いビヤジが会場を包んだが、やがて奇妙な静けさと真剣な目つきが顔と顔が場内を交錯した。それは「自分たちのこと」とあり、それへの共感と声にならぬ発言でもあつた。「スト権という労働者の権利なくして、どうして生きる権利が守られようかと」という討論は自然な形ですすめられた。

斗争の主体形成を

「第四回南西集会でも地域共闘組織の拡大強化がうたわれた。この途なくして南西労働者安全センターの強化はないのは勿論である。それとともに今、もっとも重要なのは、労働者が何を獲得していくのか―その自らの斗争主体を一つ一つどう送りあげていくのか―という事ではないかと私は思う。打てば響くような労災斗争もあろう。しかし圧倒的な職場、労組では、一人一人の労働者が、考え行動し、やがて一つの流れとして斗争が開始されるのである。スト権斗争と労災斗争とが合流するのはそう遠い年月ではない―と思うのである。

労使の反合斗争

への位置付けを

今一つは、早いもので、当所職対が結成されてやがて11年目を迎える。十年一昔というが、三池斗争をふくめ、労使会議の斗いの歴史をまとめて「労使職業病斗争とは何か」という課題に改めてとりくみたいと思う。

京滋

労災職業病対策会議(連)

「斗い」を保障できる組織を

京滋労働対の準備会が發足してはやくも一年。当時、京滋地域では全金労全理当者会議を軸にした組合の斗い

反合斗争に對しては、わが国労働運動は敗北につぐ敗走を現にくりかえしていると言われ、反合斗争の強さは武路一労使斗争の位置付けが定時的にもいそがれる。さらに、専ら家業困との共闘というが、厚生諸君との共闘は極めて不十分にする。この主因も明らかにならぬならぬ。

と、じん肺患者同盟による被災労働者の斗いがあった。この2つの斗いを基盤にして、組織労働者の斗いを全金

という産別の枠をこえて広め、また未組織労働者、被災労働者の要求に応える組織を作る。またその様な労使斗争を通じて京滋に戦闘的労働運動の潮流を作り出す。こうした目的をもつてスタートしたのである。

運動の中で組織づくり

「まず運動を、運動の中で組織づくりを」との方針を確認してこの一年間、準備会として運動をすすめてきた。毎日の例会で経験交流と相互批判を行う中で方針を出し、労基局斗争を軸に共闘をすすめる、街頭ピラマキ、門前ピラマキと支援活動をしてきた。また準備

会の事務局を結成し、労働対の核となつてオクルグ活動をやつてきた。こうした地道な活動のお陰で着実に労働対に結集する労働者は増えできた。

まず組織労働者について言えば、井上油圧煙鉄工、中金等の全金の支部をはじめ、新産別柳本、阪神トラック等の労働者、また官公労で全通中野と結集してきている。この事は明らかに、労働対が労働斗争を軸に、斗う労働組合の結集軸になつている事を示している。そして、何よりの特徴は、斗わない組合の中で苦闘する労働者、未組織労働者が多数参加してきている事である。労働対の場を通じてお互いの苦しい職場

状況を共有し、それでも斗い続ける姿勢にお互いに勇気づけられ、活動を続けています。組織労働者も街頭ビラ配り等の支援活動で力づけています。

また、多数結集している被災労働者も、例會やハリ治療の場を中心に経験交流を深め、職場改善や生活補償の斗いの先頭に立っている。

更に京大安全センター、京大労働研など医者・学生の参加もある。

今後の課題

先日の事務局会議で労働対の運動潮流を広げ、その斗いを保障で特きる組織を確立するたために次の様な方針を出

し確認した。組織労働者については、産別内の拠点、地域の拠点をつくり、点から線、面へと広げていくこと。これがまた財政基盤となっていくであろう。

とはいえ、京滋においてはやはり、斗い強い組織でかんばる労働者や未組織労働者、被災労働者が運動の中心にならざるを得ないだろう。こうした労働者と固く結合して、被災斗争を闘う組合づくりをしていくことが労働対の重大な任務となるだろう。

また、医者・学生についても積極的に運動の中に組織していかなければならない。こうした方針のもとに運動をすすめていく

ためには、組織と財政の確立に一層努めなければならぬ。組織については、事務局体制の確立、即ち事務局の方針を指導し、十分なオルグ活動を行える様にするのが急務である。

今春斗は去年にもま

して厳しい情勢である。資本の叫喚と甘言に乗せられる労働運動と、労災斗争をはじめとし、運動とますます分化するだろう。だからこそ、労働対の役割は一層大きくなっていると言え

労働者安全衛生対策会議

尼崎

組織再編から更に

運動の前進を

75年9月の「第6回尼崎地区交流集會」において、われわれは組織名を変更し、新しく「尼崎労働者安全衛生対策会議」を発足した。これは5年間にわたる「労働者健康協議会」の、労働者の健康を守

る運動をひきつづき行なうと同時に、労災・職業病を怠さないように、共同して職場の安全衛生活動を強化していくためであった。そして、組織の運営も、加盟する団体の代表でもって行なっていくこ

とを認められた。
このような組織の
強化の中で共同パ
トロールを実施する、
会と衛生の講演会を
企画する、などの由
の運動は着実に前進
している。

地域の労災問題

への取組み

また、其門して地
の労災。職業病問題
ととりくむようになった。
とりわけ、在日朝鮮人
労働者 朝鮮労働者
の左眼失明、工型トラ
ック免許取得の労災
怪我企業、増基器、そ
れに親企業に追及して
いく、それにはヤン
デイ、朝鮮に動く海外
工の組合、安全衛生
部の新編、煙草に關す
る設備改善などを要

する団体を立ち上げた
目的を掲げはじめ、い
くつかの分野に、組織
をあげて取り組んできた。
この中で、老練労働
者に對する関心が高ま
り、年金東重ベルブ支
部や全国一般労働レジ
ン支部は、健康アン
ケート調査をする場合
社外工をも含めて実施
している。また、全体
として工場内におきた
事故については社外工

安全活動と労使協会の労務運動へ

労使協会の普及以来、
わがわがの運動は、年
月に入るの裡に、この
間一貫して、わがわが
の職場でも安全衛生活
動を強化することを運
動の基軸としてきた。
年金東重ベルブ支
部、師団衛生協

であるうと本工である
うと、同じ仲間という
ことで、事後の対策も
とるようになった。こ
ころ。
しな、同時に花崎
労働協会の反動性は、
まず露骨になってい
る。裁判のさも長期化
すると思われ、これに
對する強力な支持体制
を今後も追求してい
かねばならない。

共同して、定期健診の
前に健康アンケート調
査を行い、労働者一人
一人の健康状態を把握
すると同時に、これを
労務の安全活動の方向
づけに使ってきている。
この一年、このように
健康アンケート調査は、

前にも述べたように、
年金東重ベルブ支部や
全国一般労働レジンス
部でもとられるよう
な、てきている。

そして、日常の安全
活動を中心とする経験
交流がほぼ月一回定期
的に開かれ、きた中で
従来の労使協議の安全
委員会とは独立したも
のとして、労働組合の
もとに安全委員会が
くられ、安全衛生活動
を明確に合理化の勞
働運動として位置付け
られつつあるようにな
つてきている。

地域の労災職業病

の絶滅を!

このような安全衛生
活動の高まりの中で、
昨年11月、従来から
求めていた共同パト

ールが全金富士鋼管支
 部で、労使対加盟の他
 支部も参加する中で第
 一回として行われ、今
 後もひきつづき準備さ
 れている。また、従来
 の経験交流をひきつづ
 き行なうと同様に、一
 安全と衛生のための精
 進会しをも企画してい
 る。

この一年もさらに共

中津地域共斗

―地域の仲間と共に未組織の組織化も―

―特集―
 労災職業病に対する
 取り組みは我々の活動
 の主要な一つとなつて
 いる。労災斗争を反合
 理化斗争として位置づ
 け斗うことによつて、
 企業への責任を明確にし、
 その補償・労働条件の

同じで職場の安全衛生
 活動を強化し、地域で
 の労使・職業病を根絶
 すべくカンパツていき
 たい。

尼崎労働者安全衛生
 対策会議

事務局長 高橋正博

連絡 尼崎市及官字宮前
 一四四

阪神産業生協共闘

改善をちらと、てきて
 いる。また、労使の認
 定をも斗いとる中で労
 基局の反動化、医療機
 関の向題などが明らか
 になり、我々の斗いも
 新しい局面になりつつ
 あると思われ。

労使認定斗争を 被労働者自身の手で

我々の働く岩井計算
 センターにおいて、
 キーパン手部門に働く
 女性労働者の40%近く
 も頸肩腕症候群に悩ま
 されている。頸肩腕症候群に
 おいては、労使が労働
 条件あるいはそこから
 生じる職業病が認定機
 関に対する幻想によりみ
 すごされてきた。組合
 結成以来、職業病の内
 題を反合斗争として位
 置づけ企業の責任を追
 及し、治療費の負担、
 時間内の治療活動ある
 いは、労働時間短縮
 など、補償と労働条件
 の改善をちらと、てき
 た。

労災認定は、はじめ
 会社・医師のルートに
 よつて申請し、認定さ
 れていた。が、その認
 定が下されるまでの期
 間は半年あるいはそれ
 以上ものばされて、被
 害者の経済が早急に行
 なわれるにはほど遠い
 ものだった。

我々自身が直接申請
 し、労基署での大衆団
 交をもつ労災斗争を行
 なうことによつて、認
 定期間を短くさせ、現
 在まで8名の認定を勝
 ちとつてきている。さらに
 被労働者が斗いに積極
 的に参加することにより、
 斗う主体となり、
 職場からの斗いが方向
 づけられてきている。

反動化する 労働行政

現在の労働行政は、
 ちらを向いているのか。

労基局・署が労災認定をしぶるように我々労働者の側を向いてはいない。我々の会社においてても、労災斗争を進める中で、労基署と会社が結びついた攻撃がなされた。被災労働者の配転という職場からおいだす労基の指導、会社の不採算・パンチ部内切り捨てという方向と結びついて、合理化攻撃となった。我々はこのような労働者組合を無視した指導に対して、不当なものであることを追及し、反撃をなけはじめた。

被災者自身が

治療する

認定に争に被災者自身から中心となって闘ったように、治療におい

ても専門家である医師にまかすばかりでなく、被災者自身が医療になかわっている。ハリ治療の学習会に参加し、技術を身につけて、自分が治療の主体として位置づけられてきてい

今後の方向

頸腕の労災認定の期向が長びく原因の一つとして、医師の意見書が必要とされていることとがある。産科検定の問題からも、頸腕の職業病としての歴史的な経過をふまえても、医師の意見書が必要としない方向の斗争が必要とらうと思われる。認定斗争やハリの学習会を通して、被災者

自身が斗争に参加すること、職場みらの労災斗争を方向づけてきたし、今後さらに進めていかなければならぬ

労災斗争の中で、地域の仲間がなされる労災職業病とその斗争を知らした。将来、地域での安全ペトロールをめ

かして、さらに多くの人と職場交流をはかっていきたい。これらの地域の仲間とともに斗争の向題をなかえる未組織労働者の組織化をもはなっていく。また、互動化する労基・行政に訂する闘いが重要なものになるだろう。

全造船機械
佐野安船渠分会

労働災害職業病の現状について、労働災害の発生率は全産業の低下の動向とは逆に造船業では増加の傾向にあります。特に注目されるのは大手名社に較べて中小手の災害が多く

本エに較べて下請の発生率が高いが、佐野安では本エのほうに災害が多い傾向にあります。後藤さんの死七に始まり、今会員だけでも数名の災害に苦しんでいる長明療養者の仲間が

おり、じん肺・難聴・白ろう病・腰痛など職業病も多発しており、造船各社に転べ安全成績は最下位に墮ちつてきています。

数字でいいます 大手造船業界

災害の増加について考えてみたいと思えます。安全問題は組織の力が強ければある程度は守れますが、現在の造船御用重役では命と健康を守ることはできません。大手造船所の安全成績は数字のごまかしです。職業病である腰痛についても、石川島ではゼロに近い数字であります。佐野安の現業800人ぐらいいでも腰痛で苦しんでいる労働者が多くおり、

現在認定された労働者だけで120名以上、認定されていない数字を考えると300名以上の数字になると考えられます。佐野安でもこの数字になるのに石川島では腰痛がゼロに近いという事は労働者が不当にも私病という事で片付けられていると考えられます。造船業は船の大小はありますが同じような厳しい作業であり、佐野安でじん肺におなされている労働者が腰痛と同じく120名以上おります。大手造船所では一人以上の労働者が働いていけるのに労働災害が少くないのは数字のごまかしである事は明らかであります。じん肺検査を大手が実施すると、じん肺患者が多く

出、社会問題になる事はまちがひありません。こわさを考えると、いかに日本の造船資本は労働者の犠牲の上に成り立ち、世界一の産業を現在も推進している事々明らかであります。私達労働者の立場として許すことは出来ませんし、今後安全斗争を続けると共に行政も含め厳しく闘っていく必要があります。

今後の取組み

今後の取り組みとして、一、職業病斗争なくして佐野安の安全対策は存在しないと考へても過ぎではないと考へます。二、安全衛生委員分会における取り組みは強

化されていきますが、じん肺・腰痛・難聴・有機溶剤中毒などの協定化はまだ成果を上げていませんが、会社に強く進めし、斗争を強化します。三、労働災害職業病の根本的原因は資本家の合理化にあり利潤追求との闘いが命と健康を守る闘いの基本である。四、自主的管の内の問題について分会員全員の安全意識の場と全員行動による安全斗争を進めると同時に労働者側から問題提起し逆に、会社の労働者に対しての責任転嫁を許さない。五、職場における災害はどんな小さなものも労働者として認めさせます。休業災害の場合には十分な治療と本来の作業が出来るまで休業扱いにします。

達成大臣長官をうけるための犠牲になつていゝ、多数の兼担労働者が存在してゐるが、自ら立ちあがる意識に欠けてゐる。

事務経費支那の頸着、労働者の労働斗争は、同業種労働者には影響を与え、企業肉體攻撃への互撃の空砲口として有利確立、労働行政

前線から

組織力の強化に向 けた労働斗争

労働者自身の認識を斗いとる組織力の確立が基礎であり、そして階級意識に立った専門家の斗争が必要であり、

行政機構からの専門技術攻撃に反抗するためにも結集が望まれる。カレス作業の職業病、肉体的骨髄衰弱、健康死の労働斗争勝利は、専門技術者の努力の結果であり、その他の斗争勝利にも大きく寄与してゐる。

よる刃力障害、高熱伸縮作業による循環器障害からの脳血管症、又印刷作業による視力障害を促進する災害状態に専門的実証と災害防止措置の取り組みが急務である。

じん肺症になつたのは、職場環境が悪かつたためであり、かつじん肺健診で管理区分4と決定してゐたにもなかつたらず、その結果を十一年余にわたつて本人に

知らせなかつたため、本人の健康が著しく悪化したのは、**じん肺症にしたのは企業側の責任である**

本昌社長を相手として法廷斗争を斗つて来た森田茂雄氏（森田じん肺患者同好会長）に因して、去る12月23日、京都地裁で初地裁

今回の判決は「被告（松本社長）は原告（森田会長）に対し293万余円の金額を支払え」という主文で、原告は陶磁器製造工程がじん肺作業のためじん肺症になつた危険性が極めて大きく、これに罹る恐れを安全なもの

にする義務があり、な
つ、原告（森田会長）
がじん肺に罹患した場
合は、その病状の程度
に応じて適切な処置を
講ずる義務があつたに
もかかわらず、これを
全く怠つた」とする森
田会長の主張を認めた。
しかし判決は更に「
自らの健康を一番よく
知り、一番これを守ら
ねばならぬのは原告自
身（森田会長）であり、
健診の結果は本人が固
い合せてもよく、じん
肺に打する認識は被
告（松本社長）のみで
らず、原告も、それを
もつて防止に努むべき
であり……云々」以下
略しとして、被告に
打する「不法行為」は
認めない。とする企業
側に好しどちらかとい
えはその責任追及のあ
りませぬ。不満足な
内容もあつた。何れに
して、今後の労争斗
争にとつては、ななり
展望のもてる判決と評
価してよいだろう。

なお、この法廷争争
は昭和47年10月なら
ぬれ、3年余にわたつ
てあり、今回の判決に
対し全国から一万人を
こえる「公正判決請求
会」と公吉し、岡田さ
んの孤立化を企てるうと
必死になつていたが、
分会では昨年12月中旬
に、労基署との団交の
中で、腰痛症（過労性
腰痛）と第4第5腰椎分
離症）を労争
と認定させた。

東大阪 向陽学園は東大阪市

**向陽学園保母岡田さん
腰痛が認定を待ちます**

向陽学園は東大阪市にある軽度心身障害児施設であり、岡田さんは保母として87年7月から勤務して来たが、同年10月頃より次第に腰痛がひどくなり、99年4月からは全く勤務することができず休職していた。理専会では休職を理由に、岡田さんの首切りを行おうとしてきたため、昨年8月、岡田さん達は全国一般合同労組向陽学園分会を結成し、首切り反対、身障者差別糾弾争争を行つた。丁度その頃、岡田さんが延壽堂にハリ治療に通院していたのを契機に安全センターとの連絡がもたれるようになり、腰痛は、労基署に申告し、労争条件の下での保母労働による職業病だとして、安全センターと共に意見書を作成し、昨年10月に東大阪労基署に労争申請を行った。これに対し、園側は「労争にならねばならぬ」と公吉し、岡田さんの孤立化を企てるうと必死になつていたが、分会では昨年12月中旬に、労基署との団交の中で、腰痛症（過労性腰痛）と第4第5腰椎分離症）を労争と認定させた。痛の認定例はあるが、経理見施設の場合の認定例はほとんどなく、岡田さんの認定は今後一般的な保母労働者の腰痛争争にとつて大きな意義をもつている。

一昨年10月以来、独占日本鋼管の労務政策に基づく企業閉鎖を意図した組織破壊攻撃に

独占日本鋼管を圧倒

全金鋼管商事支部完全勝利

資本の言う国女拒否は、可憐の制約を前提とした、戦術的主張であることな余りところ

南大阪

香斗争の中で

して、強けり、い、統、けてき、鋼管商、事支部、は、去、る、12、月、24、日、全、面、勝、利、を、克、ち、と、つ、た。

なくバク口され、3・6決起集会終了直後、入浴中に脳溢血死せしめた組合員の労災認定斗争を通じて、資本の非道な本質をあらわし出した。支部組合員はたまたまゆい保障のない社会の仕組みと支配体制を認識し、その勝利を突破口に、東京の日本鋼管本社と四ツ橋筋の鋼管商事大阪営業所等へ徹底的な抗議行動を展開した。また一方で、地域の争議支部との交流、共同体制確立へ中心的役割を果たし、其伸アルミ支部斗争との積極的な連帯等……大正に於ける地域資本、独占資本の無原則な合理化、組織破壊攻撃の反撃拠点としての役割を自覚して、鋼管商事資本の国女拒否攻撃

撃を、団結権、生活権破壊を意図した地域資本の統一戦術と見抜く中で、明確に団結利斗争として、位置付けを確立されたのである。

独占の系列企業へのスクラツ化、締付支配の強化を組った労務政策と真向うから対決して、長期闘いを勝利せしめたことは、資本の一大危機の段階に

於ける労働者の闘いの方向を指し示す大きな成果を残した。

お知らせ

「編纂部では次号特集の爲に、親会社の責任追及と「労災斗争」というテーマで討論会を行ないます。

日時 2月2日 6時

場所 安全センター事務所

パンフ紹介……

全金 光洋精工徳島支部

10・9 テツ子上げ弾圧・雇用合理化・一時帰休粉砕の総力戦体制強化の爲に
 (一部 カンパ300円)
 御希望の方はセンターまで連絡下さい。

特別寄稿

**公社権力民同の三重処分をはねのけ
戦國的階級的労働運動の構築を**

全電通千葉 船橋分会

全国の戦斗的仲間の皆さん！私達は線路部門（電話及び電話線の設置、障害修理）の労働者の「オレ達」は行きたくない」という怒りを公社にたたきつけるべく、75年8月18日、ラインマン移行実力阻止斗争を斗い抜いた。ラインマンハウス移行は、公社の言うような「局舎が狭くなったから」移行するものでは決してなく、電々公社五次会、六次会によるゴンピユータシの全職場への導入と、それに従事する労働者以外の

労働者切り捨て攻撃、DEX（電々交換機を導入して複層地構想へ機械・試験・電力の三課統合）へ向けた線路部門の統廃合を行い、「線路工事近代化（協約化）」を遂行し、首切りに道を開こうとする

ものであった。だからこそ線路労働者は「行きたくない」のであり私達ほとんどもに斗ったのです。これは労働組合として、あたり前の労働運動であったと思えます。

公社・地本一体化した弾圧

この斗いに対し、全電通千葉東支部は、8月23日、「実力阻止斗争は全電通の斗い方ではない。合理化には原則的に反対である。が労働条件の低下をみ

ければ、個々の合理化の是非は向かない」とし、副分会長をはじめ執行委員ら各、婦人議長に対して「辞職勧告」を出してきた。これをまっていたよ

うに、10月31日、公社は斗い抜いた全員に、房家副分会長の停職10ヶ月をはじめとする不当処分を決定する。

そして12月18日には全電通関東地方本部より統制処分出る。

「房家副分会長、奥水三橋、桑田、藤平、各執行委員の役員としての任務を凍結する」と「青年会議、婦人会議の機能を凍結する」と「これにより船橋分会青年会議婦人会議の活動は組織として一切認めない」というものであった。

関東通信病院

プロ管申粉砕

日夜苦闘し斗い抜いている仲間の皆さん！電々公社は日本帝国主義の侵略に向けた国内

産業再編合理化の中核
 神經としての役割を果
 すべく、「情報公社化
 へと質的転換をはかり
 んと合理化を急激なま
 だにおし進めてきまし
 た。その結果として、
 あらゆる職場に取業病
 患者を、特に電話運用
 (婦人)の取場にあり
 ては、全国三千名の患
 者と数名の自殺者まで
 生み出してあり、公社
 は関東通信病院といつ
 た反動医療を利用して
 「私病」あつかいにし
 (電々プロジエクト手
 一に答申)、労働省通
 達の改悪「基準外号」
 により、患者を更なる
 合理化の首切りの尖兵
 にしようとするうって
 います。

合取業病斗争を柱に、
 全日本山斗争の切り開
 いた地平を受け継ぎ、
 「一人の首切りも許さ
 ない、一人の取業病患
 者も出させない」斗
 いを「斗争羅病者の会」
 の仲間と一体となつて
 作ってきました。

原取業還で 闘うぞ!

として電々プロ答申
 白紙撤回を求めて、オ
 一波、オ二波の関東通
 信病院糾弾斗争を斗い
 ました。75番斗を反台、
 反侵略と位置付け、4
 月1日より「もとの体
 はもとの取場で治す」
 を原則に、逆パトロ
 ル団を結成して「原取
 業還」斗争を公社の弾
 圧をはねのけ、文字通
 り合理化の本質に迫る

斗いとして斗い抜いて
 る。そうした中で、オ
 三波の関東通信病、労働省
 糾弾斗争を全園の戦斗
 的電通、民向の仲間と
 共に闘徹しました。

こうして反台斗争と
 部落解放斗争、ワウ皇
 太子訪沖阻止斗争、朝
 鮮連帯の斗いとつた
 政治斗争を結合し、被
 差別部落民、在「本土
 沖繩人、在日「韓」国
 人、朝鮮人と固く連帯
 して斗ってきました。

今回の公社からの全
 電通運動史上初めての
 大量不当処分攻撃は、
 こうした取場末端から
 の合理化と侵略に對決
 する斗いの高揚を恐れ
 た結果以外何者でもあ
 りません。

強力な 支援を!

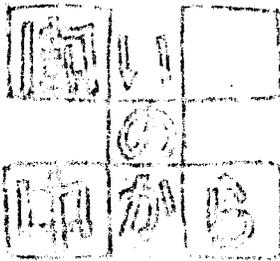
私達はこの不当処分
 撤回斗争を、公社の権
 力と一体となつた弾圧
 既成指導部の統制処分
 をはじめ、取場の仲間
 からのカンパまで妨害
 してきている中での苦
 しい斗いですが、三重
 処分攻撃をはねのけ、
 戦斗的階級の労働運動
 の構築をめざし、最後
 までガンバります。

(注)
 資料を送りますので
 次の住所まで連絡し
 て下さい。カンパも
 よろしく。
 (千葉原船橋 栄町一
 五の二二 てるみ荘
 柏瀬 弘)

港灣に初めて

じん権法を適用

全港灣に組分会の三川から



社員は神さま

差別と雇力の上下組労働管理

（明）組は神さまの道に非難は物論が最初
 に入ることに決つた。大保年代に望む
 るに、その道、道徳、明治、文正、昭和を
 経てたのであるが、その尸史は港灣労働者
 を経済的にも身力的にも差別を行ひ、低
 賃金、長時間労働を強制し、不安全、不
 衛生、危険極まりない作業を平然と行ひ
 せ、若い人命を奪つた。累代支配を行
 ってきたのであり、貧困と差別の港灣勞
 働者の尸史をつくつたのであつた。社員
 既得、雇員、作業員の階級制度が認めら
 れ、賃金はもろろんのこと、作業にか
 いても、社員は雇員作業員を遠いまの
 階級であり、危険な作業重労働を異動的に
 おしつけ、労働者の体調などには目もく
 らず、反論でもす此は臨場を失うのは当
 り前、全身傷だらけの鬼行を受けること
 が日常業務行の代りたのであつた。すな
 わち社員は神さまであつたのである。賃金
 については、雇員、作業員は社員の知る
 知物也、自分の保障もなかつた。
 このやうな労働条件の中で酷使され、

体を木口ボロにすりへらし死んで
 いうに労働者、不安全、不衛
 生の危険な作業による労働災害
 の既業病で死した労働者は数
 知れない。又、累代支配に耐え
 ぬ、途中退社した労働者の数
 の多いことは、その事実を物論
 してゐる。現在働いてゐる労働
 者は体力的に強い者か、又、生
 活の為に止むを得ずすり減つた
 体にムチ打つて命を縮めてゐる
 者である。

だまつとつたら 殺されるぞ

だが労働者はいつまでもだま
 つてはいない。昭和48年のある
 日、一人の労働者が会社構内之
 階の労働者の寄場から身を乗り
 出し、階上に落ち死した。死
 七した労働者は体の調子が悪く
 休んでいたが、酒を飲んで会社
 へ来ていた。会社は酒のせいに
 転落死したと主張した。ところが
 が、その労働者は連日の過重労働

働とフェロシリコンマンガンの荷役によつて動くことさえ自由でなくなりつゝ、あつたことを他の労働者に語つていたのである。仲間の労働者は死せしめた労働者の通夜の晩、「我々もびまっていれば殺される。労働組言を結成し権利を主張しよう」と衆議一決、全港灣圍西地本沿岸南支部の内をたゝいた。昭和48年11月中旬であつた。

三日間スト

前進する闘い

全港灣加入が発覚するや会社は「300万で脱退しろ」と強要したり、分会長の不法監禁を行つたが、三日間に亘る全面ストライキにて会社の組言つぶしの意圖を粉砕した。この斗いによつて組言員が一等に知名を越す分會になつた。その後組言は賃金・労働時間、その他の斗いを組み勝利する趣程で、労働従害に対する補償協定をかりとり

フェロシリコンマンガン等による職業性疫病にづいても、組合独自の健診と、すべての補償を行うとの協定を立ち取つた。

執要な会社の組合つぶし

会社の組合つぶしの意圖は、組合の正当な要求に対して回答を行ひ、聖施しながら着々と強化学びていたのであり、昭和49年9月中旬にその徴候が現れた。分会役員に暴力団員とおぼしき者が組合脱退を強要すると共に団体交渉で合意に達した事柄の調印を拒否した。

このことを始めとして、組合員に対しては作業上で非組合員と差別しながら脱退を強要したり、暴力を背景に脱退をせまったり、酒食と労働条件向上で脱退させ、斗いの戦列に残つた労働者は21名に減じた。全港灣労働組は組織をあげて上組の暴力労働政策、組合破壊攻

撃に対して、地域の闘う仲間、大阪総評、兵庫県評等に結集する仲間の連帯、支援を受けると共に、アジア太平洋地域の港灣労働者の協力を得て斗いに立ち上つたのであるが、日本一の港灣業者である上組は、上組労働者なる御用集団を作り上げ、下請企業も含めて、全港灣上組分会の組織の破壊を目ざして総力をあげて我々に襲いかかつて、組合員の数は減じはしたものの組織を守ること成功し、現在海運局より昭和50年3月24日示されたとあつせん皇に暴き、斗争終結の団体交渉が行われている。

暴きあげた労働斗争

このようになつた闘いの最中、昭和50年3月、組合は会社の組織破壊攻撃に対応するため、労働従業病斗争に関西労働者安全センターの支援を得て立ち上つたのである。

だが、敵の攻撃が無法を極める中で準備不足が目立ち、敵のデマ宣伝に迷わせられたり、階級の視線の欠如から内部問題へ発展した事は、斗争を急ぐことへのみ集中し、幹部引きまわし斗争になり、斗争部

隊である現場の労働者の意志統一をはかることを軽視したことの結果として反省しているところである。

しかし辛口にして、日本で初めて港灣にじん肺法が適用されたことは大きき成果であり、今

後の港灣における労災職業病斗争に貢献することであろう。

(沿岸南支部 華川)

被災労働者の声

被災から組合作りの先頭へ

総評大阪一般合同労組 飯塚健二

12時間交代と

強制残業制

私が働く大幸銘飯は、三菱のテレビのキャビネット枠を生産するプラスチック成型工場である。

42年4月に入社した時は、12

時間の交代制で、強制残業であり、用事があつて定時(へらじ)で帰ると必ず日曜出勤をさせられ、また冬は寒く、暖房は足元に置いてあるだけで、夏は機械の放熱もあつて40℃位にもなる暑さという恥場であつた。夏にすれば、夜勤の人は寝られず、しんどくなり、また賃金が安い

こともあつて、毎年のように社長への退屈届をもつて賃上げの直訴とする労働者が現れるという状況があつた。

被災...

として組合結成へ

そのような中で、安全ドパーもついていた成型機を担当して2週間位の43年12月9日に、プレスにはさまれて左腕肘関節より切断という被災をうけた。翌日、養生を中心に恥場の人達、私の事故は会社の責任であると、半日の恥場放棄で会社

を造及したが、会社は安全委員
会を作るといふことで問題をど
うした。

どのような状況の中で、労働
組合を作ろうとオルグを開始し
ている時、44年2月6日に、一
人が人指ゆびを機械にはさまれ
て骨折、もう一名が4本の指を
はさまれるという事故が発生し
た。私は全治せず通院中であつ
たが、事故の連絡を受け、中で
労働結成をしようといふことにな
り、会社内の労働者と連絡を
とつて職場放棄を行い、組合を
結成していった。

攻撃手になえ

組合を守り抜く

労働結成して固文する中で、
「飯塚は組合を作る為にケガを
した」ありつきのミスでやつた
と会社は暴言を吐き、私達がス
トをする中で、才二組合を作つ
て弾圧をかけ、又、組合つぶし
の為にありゆる攻撃をかけ、結

成当時ノ20名いた組合員中、
3月末で8名、最終的には5名
にまで減つていった。

私の労災特別補償の要求にも
会社は誠意をみせず、また私達
5名も、労災斗争を闘つていく
ためにも、まず組合を守つてい
くことが先に立つていった。

私は46年に労災裁判を起して
闘つたが、最終的には5万円を
和解をした。

闘いの中で

2組から15名復帰

しかし、少数派として5名で
の闘いの中で解雇1名を出した
が、地労委・地裁の闘いで勝利
し、職場復帰をかりとり、又、
反台斗争の中で才二組合から15
名も分会に加盟するといふ成果
をかりとつた。私は、再び私の
ような人が出ないよう、「職痛
の労災認定」じん肺、「頸着腕
症候群」との闘いを職場の中で
みんまで闘い続けたい。

お願い...

この機関紙にもつと絵を入れ
たいと思つていきます。まんが
(4コマ、1コマ何でも)イラ
ストなど、得意な方編集部ま
で送つて下さい。

保身甘ボの証人とて

闘い続ける

結婚する時も問題にされ、
解雇してきた。また、子供がで
きて大きくなつたら片腕なし
と他の子供からいやがらせをさ
されるかも知れないが、それにも
耐えていかねばならぬ。どう
も会社は裁判の和解の時「義手
をつけてくれ」と言つたが、
現場にいる限り義手をつけたりで
会社の保身甘ボの証人として、
更に闘いを続けていきたい。



痛病

健康問題を足場にした

労働者、職業病、公害中毒

港湾労働者と

港湾痛

工業生産と市場開拓を船舶による輸出入に依存するところの多い韓国では港湾労働者も多くその労働問題が重要であることはいうまでもない。

しかし、港湾労働者の労働条件や健康問題に關する既述の如く、社会的関心は従来あまり表面に出ていない。近年では、神戸港におけるフォークリフト運転者にもみられる腰痛をはじめとする全身的健康障害の問題が表面に出たことが表面に出たことが注目される程である。これは健康問題が深刻でないというこ

とでなく、極めて前近代的で、不安定な雇用關係へ労働力監督者によるフリーハンドな労働力採取が依然として残存しており、この問題が日々の問題として、労働者の前に多く立ちわたり、かつてささといく現実の前で、問題の深刻化の度合いとは別の相対的意味で潜在化していったにすぎない。

労働力政策としての

港湾労働法

港湾労働者（特に指定六港におりて）は港湾労働法（昭和四十年）による登録を受け、雇用の日々のあつせんによつて労働を得るといふ日雇労働

者である。この法は従来の人賣い方式から雇用の安定と福祉を増進せよといふ目的で作られたものであるが、労働者の為といふよりも労働力需給と供給の行政策による調整にすぎず、真正の労働者の福祉を期しているものではない。その証拠に昭和四十年以降には新規登録は停止され、労災職業病等の罹患者が、最低限の保護（労災等）をも受けることなく、登録からはずされていき、残された比較的元気な者あるいは消耗に耐えようとすする者を、一方で進む機械化の中で、職大限に人かとして利用しつつ、更に消費品化する過程が進んでいる。

深刻な健康障害

49年調査結果

専史最近では週一曰くういという就労の中で、職業病のある者がそのさま登録をはずさ取っている。このようの中で全港湾労働

ばなりなり現実があることを尋
 えるべきであらう。又同時に勞
 災認定のみに主眼を置く事等
 ありてはなりぬること。労災
 認定が損害を収む上儀であるこ
 とに對して、銷費を与えかねない
 危険性を知らせておくことの重
 性につひかると考へらる。勞
 災認定という行政上の取組みの
 過程で、本来、直接被害者であ
 る者に対して、向をつきつけて
 いくかということが常に考へら
 れなければならぬであらう。
 勿論、兩者の取組みの趣みや具
 体的方法は向應によつて異なる
 であらうが、原則として、主眼
 に他の取組との連携を重んじて
 ていく方向が望まはると考へる。

へ全差考の調査では、普通労働
 のものが主要な問題となる。勞
 働の生活が低下している調査は
 同様の深刻となつてゐる。現在
 二枚らの査考が進められてつづ

75・10・29 労働部労働局

労働部労働局調査報告 第1回 20日発行

編集後記

健康問題についでし、漫々とし
 てではあるがとり組みが続けら
 れてゐる。
 労災認定についではや一回事
 業者は名申るもが認められ、受
 に引こ続いて準備がすすつてゐ
 る。

(大田 記)

(参考資料)

- 全労協労働部地方神戸支
- 都道府県労働部調査報告
- 労災報告—昭和50年1月

と重いカンパを返すとき時、
 四面以外を返すの部からカンパ
 を送つて下さつた時、なほなほ
 この一年間で、運動は篤實に振
 舞ひ、前進してゐるのを知ると、
 正に實感し、勇氣がけられ、す
 べからず、この新面をなして
 何を当に、取りかとうかと吉
 せてもらひます。

1月25日なら郵送料値上げ、
 ろうおしいことですが、取りすに
 購読者を増やして財政定座をノ